新たな海洋基本計画の策定に関する意見募集について

令和５年３月１３日
内閣府総合海洋政策推進事務局

政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成１９年７月に施行された海洋基本法（平成１９年法律第３３号）第１６条に基づき、海洋基本計画を策定しています。

海洋基本法第１６条第５項では、「おおむね５年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」こととされています。現行の海洋基本計画は、平成３０年５月に策定され、令和５年に５年を経過します。

このため、昨今の海洋に関する情勢の変化を勘案し、必要な変更を加えるべく、令和５年度からの５年間を対象とした、新たな海洋基本計画（案）を取りまとめました。

今般、広く国民の皆様から、下記のとおり、新たな海洋基本計画の策定に関する御意見を募集いたします。

皆様からいただいた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨、御了解願います。

記

１．意見募集対象
海洋基本計画（案）【ＰＤＦ形式】

２．意見募集要領
意見は、以下の URL より入力してください。
URL：https://form.cao.go.jp/ocean/opinion-0005.html
一つの意見につき、それぞれ該当する箇所を選択のうえ、一つずつ記入ください。

３．意見募集期間
令和５年３月１３日（月）から令和５年４月２日（日）まで

４．その他
・意見提出に際していただいた個人情報の取扱いには十分注意し、いただいた御意見の整理のみに利用させていただきます。
・いただいた御意見の内容につきましては、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）。また、御意見の中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合などには、公開の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
・電話による意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

以上

（本 件 連 絡 先）
内閣府総合海洋政策推進事務局
電話 03-6257-1767（代表）